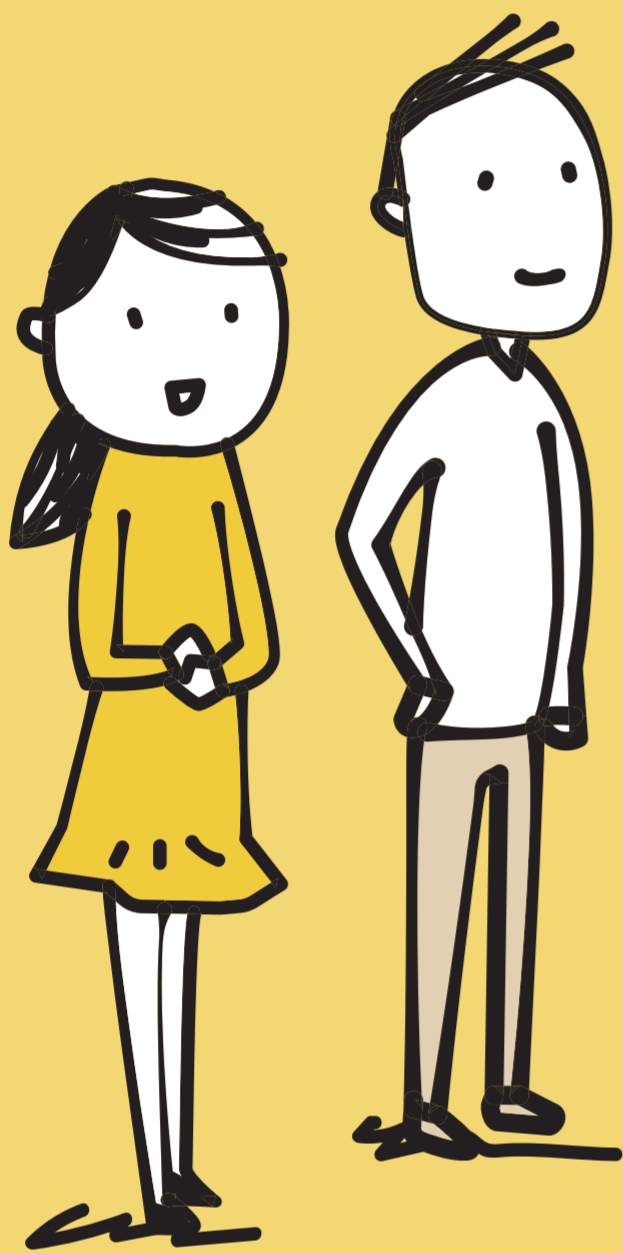


大人の



長野県子どもを性被害から
守るための条例を制定しました。

責

任。

子ども(18歳未満の者)の健やかな成長を見守り支援することは、大人の責任です。

11月1日から
罰せられます

子どもに対する性行為等の禁止(威迫、欺き、困惑させることなどによる性行為・わいせつな行為)

●違反した場合 2年以下の懲役または100万円以下の罰金

深夜(午後11時~翌日午前4時)に子どもを連れ出すこと等の禁止

●違反した場合 30万円以下の罰金

子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。(年齢を知らないことに過失がないときは除く)

違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しません。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、罰則は適用しません。

公布・施行日 平成28年7月7日 規制項目に係る規定の施行日 平成28年11月1日

長野県県民文化部次世代サポート課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2



しあわせ信州

子どもを性被害から守る

検索